# 国民健康保険税の減免制度について

## １．趣旨

減免制度とは、災害や失業などにより国民健康保険税（以下「国保税」といいます。）を納付することが困難になった場合（納税が困難であると認められるような担税力が脆弱となった方）、その事情等に基づいて国保税の全部又は一部を減額する制度です。

## ２．減免事由

## （１）災害等による住宅又は家財の損害を受けた場合

①対象

納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）が所有している住宅又は家財が災害等により損害を受け、その損害金額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）がその住宅又は家財の価格の10分の３以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者です。

②減免額

被災月から12か月分の国保税について、下記表に掲げる区分に応じて、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免します。



③証明書類

・罹災証明書（罹災者台帳、罹災者調書等の確認により代えることができます。）

・その他申請事由を証明する書類

## （２）災害により障害者となられた場合

①対象

災害により障害者（精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者）となられた場合です。

②減免額

被災月から12ヶ月分の保険税について、10分の９を乗じて得た額を減免します。

③証明書類

・罹災証明書（罹災者台帳、罹災者調書等の確認により代えることができます）

・その他申請事由を証明する書類

## （３）災害により行方不明になられた場合

①対象

災害により行方が不明となった（その世帯に属する被保険者を含む）場合です。

②減免額

下記表に掲げる区分に応じて、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免します。



③証明書類

・罹災証明書（罹災者台帳、罹災者調書等の確認により代えることができる）

・その他申請事由を証明する書類

## （４）災害等により事業収入が減少された場合

①対象

災害等による被害を受けた場合に、事業収入の減少による損失額の合計額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が、平年における事業収入の額の10分の３以上である方で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である者（当該合計所得金額のうち、事業所得以外の所得の合計額が400万円を超える者を除く） です。

②減免額

被災月から 12ヶ月分の国保税について、下記表に掲げる区分に応じて、その該当欄に掲げる減免率を乗じて得た額を減免します。

 

③証明書類

・罹災証明書（罹災者台帳、罹災者調書等の確認により代えることができる）

・その他申請事由を証明する書類

## （５）廃業、失業、疾病、死亡等による生活困窮されている場合

①対象

納税義務者等の廃業、失業、疾病、死亡等により生活の維持が著しく困難であると認められる者で、当該年の合計所得見込額が前年中の合計所得金額の２分の１以下に減少し、かつ、前年中の合計所得金額が750万円以下である場合です。

ただし、世帯の主たる生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者（以下「非自発的失業者」という。）に該当する場合には、同条第1項の規定に基づく非自発的失業者に対する給与所得の計算の特例により国保税の額を軽減することとし、対象とはしません。

また、次の場合は対象に含まれません。

・廃業の理由が法人設立の場合

・失業の理由が自己の都合の場合

・雇用契約が満了した場合

・就業規則等に定められた年齢に到達した場合

・自己の責任による重大な理由により懲戒解雇された場合

②減免額

所得割額（算出国保税額が賦課限度額を超えるときは、賦課国保税額に当該算出国保税額に占める所得割額の割合を乗じて得た額）に、次の減免割合を乗じて得た額以内で市町村長が定める額になります。

 

③証明書類

ア 所得減少の理由を証明するもの

・公的機関への事業休廃止の届出書の写し、破産証明書（破産決定の正本等）

・離職（退職）証明書、雇用保険受給資格者証、離職票等

・入院証明書、診断書、医療費の領収書等

・その他申請事由を証明する書類

イ 所得額の分かるもの

・給与証明書、給与明細等

・年金支払通知書

・収入申告書

## （６）生活保護基準相当

①対象

生活保護法（昭和25年法第144号）の規定による扶助を受けている方と又は当該扶助を受けているものと同程度の実情であると認められる場合です。

②減免額

賦課国保税額の全部を減免します。

ただし、生活保護を受けている場合は生活保護申請日以降に納期限が到来する国保税額のうち、保護開始までの当該被保険者について算出される国保税額の全部です。

③証明書類

ア 生活保護を受けている場合

・生活保護を受けていることを証明する書類（扶助開始日が分かるもの）

・その他申請事由を証明する書類

イ その他同程度の場合

・給与証明書、給与明細等

・年金支払通知書

・収入申告書

・その他申請事由を証明する書類

## （７）刑務所等への被収容者

①対象

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により療養の給付等が行われない場合です。

②減免額

賦課国保税額の全部です。

③証明書類

・国民健康法第59条各号の規定による医療給付制限の期間を証明できる書類

・その他申請事由を証明する書類

## （８）その他特別の事情がある場合

①対象

その他特別の事情があると認める場合です。

②減免額

その都度市町村長が定める額です。

③証明書類

・特別な事由を証明する書類

## ３．減免申請する際に必要なもの

　（1）国民健康保険税減免申請書（様式第１号）

　（2）同意書（様式第２号）

　　※減免申請の内容を確認する必要がある場合には、申請者の同意により収入等の調査を行い減免の可否を決定します。

お問い合せ

　　　小矢部市　税務課　　TEL 67-1760 内線（721、724、725）